

# 総合評価落札方式入札参加者の皆様へ

## (森林土木工事)

技術提案書作成上の留意事項について  
※間違いや勘違いしやすい箇所について記載しました

関東森林管理局では、治山・林道工事の一般競争入札（総合評価落札方式）において、令和4年4月1日以降に契約を締結する業務から、技術提案書の書式変更、評価項目・評価基準を一部改正しましたのでお知らせします。

### 1 技術提案書の書式の変更について

令和3年4月1日には書面・押印見直しに伴い、技術提案書の書式中の「印」の箇所を削除し、令和4年2月15日には、令和4年4月1日以降に契約を締結するものから適用される「企業の賃上げ」の項目を追加した様式に変更しました。

書式については、下記のアドレスから「令和4年4月1日以降に契約を締結するもの」をダウンロードし使用して下さい。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>

※ 競争参加資格申請書の様式も変更しております。  
最新の様式を下記アドレスからダウンロードして下さい。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnsei-yosiki.html>

### 2 技術提案書作成上の留意点

#### (1) 技術提案書の各種様式について

ア 旧様式を使用し必要な事項が確認できない場合は、その項目が評価できず最低点となります。

イ 技術提案書において定められた各様式が提出されない場合は、各資料が添付されていても、それに該当する項目は最低点となります。

ウ 提出された技術提案書様式の印字や、添付書類（写）の文字等が不鮮明で解読が出来ない場合は、その項目は最低点となりますのでご注意ください。

#### (2) 提出書類一覧（様式1-1）について

技術提案書の様式2～4の添付資料について、内容に異同がない場合に限り、当

該年度（入札公告日の属する年度）において初参加の入札へ提出した当該資料をもって、提出を省略することができます。ただし、同一森林管理署等の発注物件へ申請を行う場合に限定し、入札参加資格無の通知を受けた物件へ提出した資料は対象外とし、資料が確認できない場合は最低点となります。

提出を省略する場合は、提出書類一覧の様式に「省略」を選択の上、当該資料を提出した入札の情報（署等名、入札日・事業名）を必ず記載して下さい。

また、価格競争の競争参加資格申請書だけに添付したものは省略できません。技術提案書に添付した資料のみ省略となります。

**※ 添付資料の省略であり、「様式の省略ではありませんのでご注意願います。**

なお、当該年度において初参加の入札の場合は、「提出」を選択の上、添付書類を提出して下さい。

### (3) 同種工事の施工実績（様式2・様式4）について

同種工事は、発注者が入札公告（入札説明書）に定義した工事です。施工実績は入札公告（入札説明書）に示された対象期間内に完成した工事が対象となります。

**※ 当該工事に係る工事成績評定点が 65 点未満のものは実績として認められません。（入札公告2(4)(5)参照）**

### (4) その他の施工実績（様式3）について

「工事成績評定点」欄には、平均点を記載するとともに、必ず別紙様式4「工事成績評定表」を添付して下さい。競争参加資格確認申請書に添付する様式（別紙様式4）と同じものですが、総合評価落札方式の入札に参加する場合は、技術提案書にその写しを必ず添付して下さい。

同様式（別紙様式4）の添付が無い場合、若しくは、全ての事業成績評定通知書の写しの添付が無い場合は、いずれも同項目は最低点となります。

また、初参加の入札に提出したことにより、添付書類（工事成績評定通知書の写）を省略する場合も、別紙様式4「工事成績評定表」は省略できません。

**※ 添付漏れにご注意願います。**

**※ 入札公告に指定された過去2年間の工事成績評定点の平均が 65 点以上ないと競争参加資格がありません。（入札公告2(5)(7)参照）**

### (5) 信頼性、地域への貢献等（様式5）について

ア 令和2年4月1日から「ワークライフバランスの取組実績」の項目を追加し、令和3年度4月1日から同項目に「プラチナえるぼし」を追加しました。「様式5-1」又は「様式5-2」に記載するとともに、該当する場合は「認定通知書の写し」を添付して下さい。（入札公告日の属する年度を含む）

※ 一般事業主行動計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づくものに限りません。また、計画期間が満了している場合は対象外となります。（都道府県労働局の受領印が付いた届出書の写しを添付して下さい。）

イ 「本店、支店又は営業所の所在地」欄には、住所等を記載するとともに、必ず別紙様式 1-2「営業所一覧表」を添付して下さい。

添付が無い場合は、同項目は最低点となります。※ 添付漏れにご注意願います

ウ 信頼性における労働災害は、過去 2 年度間において関東森林管理局長及び同局管内に所在する森林管理署等の署長等が発注した工事で施工中の事故により発生した労働災害を記載して下さい。

また、不誠実な行為においても関東森林管理局長による指名停止の措置等の有無を記載して下さい。

エ 「賃上げの実施を表明した企業等」については、賃上げを表明する企業は、「従業員への賃金上げ計画の表明書」を添付する。大企業と中小企業では表明書の記載内容が異なりますので注意してください。

また、提出した表明書により加点した場合は、決められた率の賃上げを確認するため、表明期間終了後に決算書類等を提出していただきます。

未提出又は賃上げが未達成の場合は、財務省から未実行の通知があり、加点よりも多い減点措置を 1 年間行うこととなります。

(6) 施工計画について（様式 7【簡易型 A】、様式 6【簡易型 B】）について

工程表において、工期オーバーの計画がある場合や数量に誤りがある場合は最低点となります。

(7) 施工計画<施工上の課題への対応>（様式 8）及び施工計画<部材・工法等の品質の確認方法、管理方法>（様式 9）について 【簡易型 A のみ】

発注者が「入札説明書」に指定した課題に基づいた提案となっていること。記載がないもの、課題と整合がとれていない場合は評価の対象とならず、最低点となります。

(8) 技術提案書作成要領中に掲げた期間の定義について

技術提案書作成要領中に掲げた「過去 15 年度間」、「過去 2 年度間」及び「過去 1 年度間」とは、前年度 3 月 31 日以前の〇年間を言っており、当年度分（入札公告日の属する年度）は対象外となります。※ 入札日の年度ではありませんので、年度末及び年度始めの案件はご注意願います